

日野町監査委員告示第10号

地方自治法第199条第1項および第2項に基づき、令和5年度に実施した定期監査結果を下記のとおり公表する。

令和5年7月12日

日野町代表監査委員 東 源一郎

定期監査結果

1. 監査日時および
監査場所 令和5年6月28日（水）午前8時55分～午前10時40分
日野町役場 4階 第1委員会室
2. 実施監査委員 東 源一郎 ・ 川東 昭男
3. 監査対象機関 税務課
4. 監査対象
主たる監査事項 税務課の分掌する事務全般および次の事項について
○令和4年度未納金徴収実績、令和4年度不納欠損処分状況
○「地方税統一QRコード」を利用した町税の納付方法について
5. 監査手続 令和5年度監査計画に基づき資料の提出を求め、所属長および担当者より説明を受け、質疑応答を交え実施した。
6. 監査の結果 町税収納状況については、数年にわたり高い収納率を維持されている。令和4年度にあつては税(種)目全ての現年課税分の合計収納率が99.12%と昨年度を上回る収納率となり、また、税(種)目全ての滞納繰越分の合計調定額も前年度に比べ縮減されるなど成果を上げている。これらの成果は日々、適正かつ公正な対応に努められたものと考察され、高く評価したい。ただ、近年の納税意識の希薄化に加え、納付が無いままに居所不明となった事案や滞納者に資力がない事案などがあつて対応に苦慮されている状況もある。滞納状況の把握を踏まえながら滞納額が縮減できるよう、引き続き対策をお願いする。
納付書に印字される地方税統一QRコード（eL-QR）を利用してスマートフォン決済アプリやインターネットバンキング、クレジットカードなどでの納付ができるようになり、当町では令和5年5月1日からスタートした。納税者にとっての利便性が高まり、納付向上につながることを期待される。しかし、一方で5月末頃には金融機関への納付件数の集中に起因すると思われる不具合が生じたと同っており、当該システムの安定稼働が望まれる。加えて、業務のデジタル化の流れの中で新たな事務負担も生じることが懸念される。職員の負担軽減にも配慮されたい。